

# 1 県民の皆様への要請等

## 重点措置区域（長崎市、佐世保市）

特措法第31条の6第2項、第24条第9項

## 重点措置区域以外

特措法第24条第9項

- 午後8時以降、飲食店にみだりに入りしない
- 混雑した場所等への外出の半減

### 移動・外出

- 日中も含め、不要不急の外出自粛
- 外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動
- 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域や他の重点措置区域との往来は控える
- 路上・公園等における集団での飲酒など、**感染リスクが高い行動を自粛**

### 基本的な 感染防止対策

- 「三つの密」を徹底的に避ける
- 「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底

### 会食

- 普段一緒にいる家族以外との会食は控える
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や**営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控える**